

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

人的資本開示レポート作成支援システム開発・運營業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

労働力人口の減少やデジタル技術の進展等により産業構造の変化が進む中、変化に柔軟に対応しながら企業の持続的な成長につなげる経営のあり方として「人的資本経営」が注目されている。

人材の成長や活躍を通じた企業価値向上とともに、中小企業の人材獲得力の強化や円滑な労働移動に向けて、情報開示を起点に、人的資本経営の実践に取り組む企業への支援が重要となる中、本業務は令和5年度に立ち上げた県内企業による研究会（「広島県人的資本経営研究会」※1）の活動支援を通じて、人的資本経営の開示と実践に取り組む県内企業の裾野拡大を目指し、人的資本開示レポート作成支援システム開発業務を委託する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業予算上限額

9,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年6月24日（火） 午後5時【必着】

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和7年6月26日（木） 午後3時【必着】

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年6月27日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局人的資本経営促進課（人的資本グループ）

イ 提案書提出期限

令和7年7月1日（火） 午後5時【必着】

ウ その他

(イ) 提出した提案書を辞退する場合は、速やかに「辞退届」（別記様式第4号）を提出すること。

提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、辞退届の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

※1 広島県人的資本経営研究会…令和5年度に立ち上げた人的資本経営に取り組む県内の有志企業からなる企業コミュニティのこと。人的資本経営の最新動向や成功事例、開示手法のノウハウを共有するワークショップの開催、個別相談会等を実施。研究会の円滑な事業運営に向けて、金融機関や学識経験者等からなる研究会運営委員会を設置している。県では、研究会に参加する県内企業を随時募集しており、令和7年5月末時点で約200社が参加。

- (イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- (ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
 - ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を別記様式第1号（公募型プロポーザル参加資格確認申請書）に添付しなければならない。
 - （ア）別記様式第2号（会社概要）、会社概要資料（パンフレット等）
 - （イ）電子データの保存等に関する申出書（別記様式第5号）
 - イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書について
 - ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、「仕様書に対する質問書」（別記様式第3号）により、電子メールにより提出すること。
 - 《送付先アドレス》 syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
 - 件名を「人的資本開示レポート作成支援システム開発・運営業務委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局人的資本経営促進課）に電話にて着信の確認を行うこと。
 - 《人的資本グループ電話番号》 082-513-3340（ダイヤルイン）
 - イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- (7) 選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ア 選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
 - イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局人的資本経営促進課（人的資本グループ）に対してその理由説明を求めることができる。
 - ウ この説明を求める場合は、令和7年7月8日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - エ 上記に対する回答は、令和7年7月10日（木）までに、電子メールもしくは書面により行う。
- (8) 支払条件
 - 業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公

募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 事業採択した提案書を公開する場合

(13) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(14) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 業務フロー図

(4) 契約書（案）

(5) 提案書作成要領

(6) 評価基準

(7) 秘密保持誓約書

(8) 様式類

ア 別記様式第1号（公募型プロポーザル参加資格確認申請書）

イ 別記様式第2号（会社概要）

ウ 別記様式第3号（仕様書に対する質問書）

エ 別記様式第4号（辞退届）

オ 別記様式第5号（電子データの保存等に関する申出書の様式）

【問い合わせ先】

広島県商工労働局人的資本経営促進課人的資本グループ

担当 小村、高田

電話 (082) 513-3340（ダイヤルイン）